

## 相談

### 法律・行政相談

#### 【無料法律相談】

予約制。定員先着各10人。事前に予約ください。

相談日	担当弁護士	予約受付
4/3(木)	山崎正敏さん	3/28~
4/10(木)	千田實さん	
4/17(木)	千田功平さん	
4/24(木)	佐藤一博さん	

◇相談時間…10:00~15:00

◇会場…本庁

◇対象…市内に居住する人

#### 【行政相談】

相談日	会場・相談時間
4/17(木)	本庁3階小会議室・9:00~12:00 川崎農村環境改善センター・13:30~16:00

◎申込先・問い合わせ先…本庁生活環境課生活保全係 ☎21-8342、会場が支所の相談は各支所市民課

### 信用生協の消費者問題・法律相談会

◇日時…4月10日(木)10:00~13:00

◇会場…千厩支所

◇相談内容…多重債務などの消費者問題、離婚・契約・相続などの法律全般

◇相談員…弁護士、信用生協一関相談センター職員

※前日の17:00までに予約ください。

◎予約先・問い合わせ先…岩手県消費者信用生活協同組合一関相談センター ☎26-6031

### 心配ごと相談所(無料)

◇通常相談…▶相談日時:4月3日・10日・17日・24日いずれも木曜 10:00~15:00▶会場:一関市総合福祉センター2階

◇巡回相談…▶相談日時:4月11日(金)10:00~15:00▶会場:花泉総合福祉センター

◇相談員…一関市社会福祉協議会心配ごと相談員

◇内容…日常の心配ごとや困りごとについての相談

◎問い合わせ先…一関市社会福祉協議会 ☎23-6020または同花泉支部 ☎82-4002

### 「遺言の日」無料法律相談会

◇日時…4月15日(火)13:00~16:00

◇内容…相続問題など

◇会場…岩手弁護士会大会議室(盛岡市)

◎問い合わせ先…岩手弁護士会法律相談センター ☎019-623-5005

## お知らせ

### 広報いちのせきの広告代理店を募集します

市は、自主財源の確保と地域経済の活性化を目的に、広報いちのせきに広告を掲載することとし、広告枠を県内の広告代理店に売却します。詳しくは、4月上旬に市ホームページに掲載します。

◎問い合わせ先…本庁秘書広報課広報係 ☎21-8182

### 室根診療所診療時間変更

4月1日(火)から診療受付時間を次のとおり変更します(試行4月~9月)。

受付時間	月	火	水	木	金	土
8:30~11:00	○	○	休	○	○	○
14:30~16:30	○	検診 往診	休	孝養ハイッ 往診	○	○
17:30~19:00	○	/	/	/	/	/

◎問い合わせ先…室根診療所

☎64-2127

### 固定資産課税台帳の縦覧

評価の適正さを確認いただく目的で、固定資産課税台帳の縦覧を行います。本人所有および本人所有以外の市内に所在する土地・建物についても確認できます。

◇期間…4月1日(火)~30日(水)(土曜、日曜、祝日を除く)8:30~17:15

◇場所…本庁税務課資産税係または各支所市民課税務係

◇確認できる事項…所在、価格(評価額)のほか▶土地:地番、地目、地積▶建物:家屋番号、種類、構造、床面積

◇縦覧できる人…土地、家屋の納税義務者(土地所有者は土地のみ、家屋も同様)または代理人(委任状が必要)

◇手数料…無料

※閲覧制度について:本人所有の資産については、所在、評価額、税額などの確認ができます。閲覧できるのは

資産を所有する本人または代理人(委任状が必要)です。縦覧期間中の手数料は無料です。

※借地・借家人の閲覧・証明申請について:借地・借家人も関連資産について閲覧・証明申請ができます。申請の際には契約書などの書類が必要です。手数料は1枚または1件につき300円です。

※縦覧・閲覧ともに印鑑が必要です。

※審査申し出について:課税の基礎となった固定資産の価格に不服があるときは、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、固定資産評価委員会に対して審査を申し出ることができます。

◎問い合わせ先…本庁税務課資産税係または各支所市民課税務係

### 「おやこ広場」の実施について

現在、新鮮館おおまち(旧ダイエー1階)で行っている「おやこ広場」事業は、4月からも継続して実施します。親子が気軽に集える広場です。さまざまな出会いを見つけに遊びに来てみませんか。

◇実施日時…毎週火~木曜(祝日を除く)10:00~15:00

◎問い合わせ先…本庁児童福祉課児童家庭係 ☎21-8357

### たばこ自動販売機カード「タスポ」申し込みサービス

5月から、未成年者喫煙防止のため、たばこ自動販売機での購入には成人識別(20歳以上)のカードが必要です。

まだ申し込みしていない成人に、申し込みに必要な写真撮影、コピーと申し込みサポートを行います。免許証・保険証など必要書類を持参ください。

◇日時…①4月4日(金)②5日(土)・6日(日) 10:00~16:00

◇会場…①本庁1階市民の室②一関文化センター体育館会議室

◎問い合わせ先…一関たばこ販売協同組合 ☎26-2235

### 電話お願い手帳を利用ください

耳の不自由な人が外出先で電話連絡したいときに、用件や連絡先を書き込み、近くの人に協力をお願いする「電話お願い手帳」が、N T T 東日本から寄贈

されました。希望する人は、本庁総合案内・各支所福祉課窓口などで配付していますので、利用ください。なお、数に限りがありますので先着順となります。

◎問い合わせ先…本庁社会福祉課障害福祉係 ☎21-8355または各支所福祉課

### 山火事に注意!

春は空気が乾燥し、風が強い日が多いため、山火事の起こりやすい季節です。山火事のほとんどが不注意から発生しています。山火事防止は皆さん一人一人の小さな心がけから始まります。火の取り扱いには十分注意しましょう。

◎問い合わせ先…本庁農地林務課林務係または各支所産業経済課農林係

### 春の交通安全運動

◇スローガン…「点めつだ 一度止まって 次の青」

◇期間…4月6日(日)~15日(火)

◇運動の重点…▶子どもと高齢者の交通事故防止▶すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい装着の徹底▶自転車の安全利用の推進▶飲酒運転の根絶

◇その他…4月10日(木)は交通事故死ゼロを目指す日です。

◎問い合わせ先…本庁生活環境課生活保全係 ☎21-8342

### ポイ捨てのないきれいなまち一関のために「春の一斉清掃」

4月20日を中心に、春の一斉清掃を実施します。住む人はもちろん訪れる人も

気持ちよく過ごせるよう、瓶・缶拾い、側溝の泥上げ、草刈りなど、各地区の実情に合わせて、事故やけがに注意しながら、できる範囲の協力をお願いします。

※家庭から出るごみは通常の収集日に出してください。

※日程など詳しくは、本庁または各支所からの回覧で確認ください。

◎問い合わせ先…本庁生活環境課環境衛生係 ☎21-8341または各支所市民課環境衛生係

### 浄化槽導入の補助事業など

し尿と生活雑排水を同時に処理できる浄化槽の普及を促進する事業を行っています。早めに申し込みください。

◇受け付け…4月1日(火)~

◇浄化槽設置整備事業(個人設置型)…一関・花泉・千厩・室根地域の下水道、農業集落排水区域外で、浄化槽を設置する人に補助金を交付します。

◇浄化槽市町村整備推進事業(市設置型)…大東・東山・川崎地域の下水道、農業集落排水区域外で、市が事業主体となり、申請のあった個人宅に浄化槽を設置し、管理を行います。受益者分担金と毎月の使用料を支払いいただきます。※住宅の新築や水回りの改築を計画中の人は、浄化槽導入をぜひ検討ください。

◎問い合わせ先…本庁下水道課管理係または各支所下水道課下水道係

### 公共下水道の整備区域

19年度に下記区域の公共下水道整備が完了しました。整備区域に住んでいる人

は、早めに排水設備工事をするよう協力ください。なお、排水設備工事は市指定の排水設備指定工事店が行います。

◇各地域の整備済み区域…▶一関地域:三関支所神田、同字外谷起、同字仲田、字鳴神、字沼田、字釣山、真柴字中田、同字宮沢、南町、字台町、山目字泥田、同字十二神、同字向野、同字寺前、山目町一丁目、同二丁目、同三丁目、中里字江川、狐禅寺字峰下、同字大平の各一部▶花泉地域:涌津字松子沢、同字道下の各一部▶大東地域:大原字一六、同字七切、同字下七切、同字上ノ洞、同字台、同字中島、同字長泉寺先、同字久保堰、同字朝米前、同字清水田、同字八幡館、同字矢ノ目および同字堀ノ内の一部▶東山地域:松川字三室および同字三室平の各一部▶川崎地域:薄衣字泉台の一部

◎問い合わせ先…本庁下水道課または各支所下水道課

### 春季緑の募金に協力を

緑の募金は、きれいな空気やおいしい水を守るための環境緑化活動や森林整備事業に役立てられます。家庭募金や街頭募金に協力をお願いします。

◎問い合わせ先…岩手県緑化推進委員会一関支部(本庁農地林務課林務係または各支所産業経済課農林係)

### 興田駐在所が新築移転しました

◇移転先…大東町沖田字八日町6-2 (J A いわい東興田支所斜め向かい)

◎問い合わせ先…千厩警察署興田駐在所 ☎74-2610(変更なし)

## ひとり暮らし高齢者の住宅用火災警報器購入費用を助成します

市火災予防条例により、新築住宅は18年6月1日から、既存住宅は20年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。市では、ひとり暮らし高齢者の火災被害防止のため、住宅用火災警報器(N S マーク付き)を購入した場合、その費用の一部について助成します。購入する前に申請手続きなどについて問い合わせください。

◇資格…▶市内に住所がある▶年齢が75歳以上でひとり暮らし▶市民税非課税者または生活保護受給中―のすべてに該当する人

◇対象住宅…18年5月31日以前から所有し、現に居住している住宅

◇助成内容…購入および設置に要した費用(1万円を上限)の2分の1(1000円未満の端数が生じた場合は切り捨て)を助成

◇注意事項…①この助成は一人1回だけ受けることができます。②助成を受けた人は、目的以外に使用したりすることはできません。③購入後の維持管理の費用は自己負担です。

◇受付期間…4月1日(火)~12月31日(水)

◎問い合わせ先…▶購入費の助成に関すること:本庁社会福祉課 ☎21-8370または各支所福祉課▶火災警報器の設置に関すること:消防本部予防課 ☎25-5911、各消防署、分署または最寄りの住宅用火災警報器取扱店